名取市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　名取市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　名取市営住宅管理条例（平成九年名取市条例第二十二号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十年三月三十一日まで

平成二十九年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　今野　純一

岩沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　岩沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　岩沼市営住宅条例（平成九年岩沼市条例第十号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十年三月三十一日まで

平成二十九年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　今野　純一

川崎市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　川崎市に代わって市営住宅及びその共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　川崎市住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
　川崎市営住宅条例施行規則（昭和三十七年川崎市規則第五十七号）別表第一に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関すること並びに第二十九条第一項の規定に基づく高額所得者に対する明渡しの請求及び同条第七項の規定に基づく明渡期限の延長を除く。）

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う協定期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十四年三月三十一日まで

平成二十九年三月三十一日
　川崎市川崎区砂子一丁目二番地四
　川崎市住宅供給公社
　理事長　寺岡　章二

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　静岡県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称
　静岡県県営住宅条例施行規則（平成九年静岡県規則第三十三号）第二条別表左欄に掲げる名称

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
　㈠　法第四十七条第三項第一号から第三号までに掲げる権限（第一号に掲げる権限にあっては、入居者を公募することに限る。）を行うこと。
　㈡　静岡県県営住宅条例（昭和三十六年静岡県条例第二十六号）第三十七条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる権限を行うこと。
　㈢　県営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十年三月三十一日まで

平成二十九年三月三十一日
　静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
　静岡県住宅供給公社
　理事長　矢野　弘典

掛川市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　掛川市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一に定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　掛川市営住宅管理条例施行規則（平成十七年掛川市規則第百十七号）第二条別表左欄に掲げる名称

三　一に定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　㈠　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
　ただし、法第四十七条第三項に掲げる権限のうち第一項の一部（法第二十二条第一項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）及び第六号の一部（法第三十二条第五項又は第六項の規定により入居者に通知すること。）を除くものとする。
　㈡　市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一に定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十年三月三十一日まで

平成二十九年三月三十一日
　静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
　静岡県住宅供給公社
　理事長　矢野　弘典

袋井市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　袋井市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一に定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　袋井市営住宅管理条例（平成十七年袋井市条例第百三十八号）第三条別表左欄に掲げる名称

三　一に定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　㈠　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
　ただし、法第四十七条第三項に掲げる権限のうち第一号の一部（法第二十二条第一項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）及び第六号の一部（法第三十二条第五項又は第六項の規定により入居者に通知すること。）を除くものとする。
　㈡　市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一に定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十年三月三十一日まで

平成二十九年三月三十一日
　静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
　静岡県住宅供給公社
　理事長　矢野　弘典

第八十九回代議員会審議結果公告

平成二十九年三月十七日（金）、新霞が関ビル「全社協・灘尾ホール」において開催した第八十九回代議員会における審議結果は左記のとおりです。

平成二十九年三月三十一日
日本赤十字社

記

第一号議案　役員の選出について
　社長、副社長二名、理事十四名及び監事一名が次のとおり選出されました。
　社長　近衞　忠煇
　副社長　大塚　義治　榊原　定征
　理事　渡邉　芳樹　田中　憲次郎
　尾枝　中村　美々　佐々木　義広
　小田部　卓　中西　一順
　藤原　忠彦　水野　光二
　木谷　聡一　小田切　泰禎
　中富　博隆　大坪　紘子
　髙橋　孝喜　菊池　清之
　上島　重二

第二号議案　監事　平成二十九年度事業計画について
　原案のとおり議決されました。

第三号議案　平成二十九年度収支予算について
　原案のとおり議決されました。